第三十八条の三　旅客船又は総トン数三〇〇トン以上の船舶の義務船舶局等には、次の各号に掲げる設備を同時に六時間以上（船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第二条の規定に基づく命令による非常電源を備えるものについては、一時間以上）連続して動作させるための電力を供給することができる補助電源を備えなければならない。ただし、総務大臣が別に告示する義務船舶局等については、この限りでない。

［一　略］

二　次に掲げる無線設備のいずれかのもの

イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから三、九〇〇Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号の義務船舶局又は同項第三号の義務船舶局等のものに限る。）

ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから二六、一七五Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第三号の義務船舶局等のものに限る。）

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条第一項第三号(4)(七)の船舶地球局のものに限る。）

［三　略］

第三十八条の四　［略］

［2　略］

3　義務船舶局等に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。

［4　略］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　［略］

［2～4　略］

5　高機能グループ呼出受信機は、第一項各号（第二号及び第三号を除く。）に掲げる条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

［一～三　略］

四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

［五　略］

［6　略］

（ナブテックス送信装置）

第四十条の九　F一B電波五一八kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～四　略］

2　F一B電波四二四kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

第三十八条の三　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから三、九〇〇Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第一項第二号又は第三号の義務船舶局のものに限る。）

ロ　J三E電波を使用する無線電話による通信及びデジタル選択呼出装置による通信を行う船舶局の無線設備であつて、一、六〇六・五Hzから二六、一七五Hzまでの周波数の電波を使用するもの（施行規則第二十八条第七項の義務船舶局のものに限る。）

ハ　船舶地球局の無線設備（施行規則第二十八条の二第一項の船舶地球局のものに限る。）

［三　同上］

第三十八条の四　［同上］

［2　同上］

3　義務船舶局に備えなければならない衛星非常用位置指示無線標識及び第四十五条の三の五に規定する無線設備は、通常操船する場所から遠隔制御できるものでなければならない。ただし、通常操船する場所の近くに設置する場合はこの限りでない。

［4　同上］

（船舶地球局等の無線設備の条件）

第四十条の四　［同上］

［2～4　同上］

5　［同上］

［一～三　同上］

四　第二項第二号に掲げる条件（インマルサット高機能グループ呼出受信機に限る。）

［五　同上］

［6　同上］

（ナブテックス送信装置）

第四十条の九　F一B電波五一八kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一～四　同上］

2　F一B電波四二四kHzを使用して海上安全情報を提供する海岸局のナブテックス送信装置は、前項第一号（イを除く。）、第二号及び第三号の規定によるほか、次の各号の条件に適合するものでなければならない。

［一・二　同上］